

平成18年（特わ）第4205号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例違反被告事件

意見陳述書

東京地方裁判所刑事第2部 御中

平成19年8月21日

被告人 植 草 一 秀

記

私は嫌疑をかけられている罪を絶対に犯しておりません。

私は平成18年9月13日午後10時8分に品川駅を発車した京浜急行京急久里浜行き電車に乗り合わせ、今回の事件に巻き込まれました。取り調べにおいて、品川駅京急改札口を通過する際に目の前に電車が止まっている状況を記憶していることを述べました。この電車に乗ったのかどうかについては、改札通過後、電車に乗る瞬間までの記憶が途切れているために分かりませんが、東京地方検察庁での取り調べの際に、取り調べ担当の名取検事から、私が当日使用したパスネット記載の改札通過時刻からすると、私が改札を通過したときには私が乗った電車はまだ品川駅ホームには入線していなかったはずだと指摘されました。

私は証拠として採用されている平成18年10月3日付検面調書において、「あなたが改札口を通ったときには、下り方向のホームにはまだ電車が入ってきていなかったようだが、その記憶は間違いないのか。」との問いに対して、「私としては目の前のホームにいたような気がしますが、私が改札口を通ったときにまだ下り電車が到着していなかったとすれば、何か勘違いをしているかも知

れません。」と述べました。

第9回公判で証言した弁護側目撃証人は電車に乗る人の列の最後尾から電車に乗り込んだ際に、私がすでに電車の車内にいたと証言しました。つまり、私は事件の発生した電車が品川駅に到着する前に品川駅ホームに入り、当該電車到着後、第9回公判の弁護側目撃証人より先に電車に乗り込んだと考えられます。私が目撃した電車は品川駅を先発した電車か反対ホームに停車していた電車であった可能性が高いと思われます。第9回公判の弁護側目撃証人が電車に乗り込んだ際に、すでに私が電車の車内にいたことに矛盾はないと思います。

電車が品川駅を発車してから、私は半眠りの状態で立っていましたが、女性のやや大きな声を聞いて目を開けたところ、後ろを振り返る女性の姿を目撃しました。この瞬間には女性は私の方向を見ていませんでした。私は、女性の甲高い声と動作から「痴漢騒ぎではないか」と直感的に感じ、絶対にかかわり合いになりたくないとの思いから、体の向きを右向きに変えて、また目をつぶって下を向いて立っていました。

公判で、被害者や検察側目撃者が、犯人は被害者の真後ろに被害者に密着して電車の進行方向に向いて立っていたと述べていることを知りました。仮にこのような犯人が存在していたのだとすると、この犯人は間違いなく私とは別の人物ということになります。私は被害者の真後ろではなく、被害者の右横ないし右斜め後ろに、被害者と密着することなく立っていました。私が女性の声に気付いて目を開けた時に見た光景と電車が出発した時に見た光景は同じで、私は同じ場所に立っていました。その間に移動したこともなく、被害者の女性と密着もしていませんでした。

ただ、女性が声をあげて後ろを振り返ったあとで、私が少し右に向きを変えて目をつぶり、下を向いて立っていたので、その様子が犯人と間違えられる原因になったのだと思います。弁護団は私とは別の真犯人が被害者の真後ろに立っていたとの仮説を設けて再現実験をし、DVDを作成して公判で上映しました。この再現実験DVDを見ますと、被害者が振り返る前に、被害者が手でへ

ヘッドフォンをはずす動作に真犯人が反応して右後方に移動してしまい、被害者が振り返ったあとで私が右に向きを変えて下を向いたために、被害者が私を犯人と取り違えてしまう様子が鮮明に再現されていました。被害者は振り向いたときに犯人の手を見ておらず、また、犯人を手で触っていない、手首も触っていない、服もつかんでいないと公判で供述しました。ヘッドフォンをはずして振り返ったあとで、私を真犯人と取り違えてしまったのだと思います。

被害者が発した声はやや大きめの声でしたが、それほど大きなものではありませんでした。その後、泣いていたとのことですが、声をあげていたわけではありません。第9回公判で証言した弁護側目撃証人は、うとうとしていて女性が声をあげたことに気付かなかったと証言しましたが、電車の進行方向左側の座席に着席していた弁護側目撃証人が電車外部の騒音などの影響もあり、この証人に背を向けていた女性が発したそれほど大きくはなかった声に気付かなかったとしても、まったく不自然ではないと思います。

私が下を向いて目をつぶっていたところ、しばらくして私は私の左とうしろを誰かにつかまれ、私が犯人に取り違えられたことに気付きました。しかし、電車のなかで騒ぎには絶対したくないと考えて、電車が蒲田に到着するまで静かにしていました。被告人質問では、なぜ大きな声で抗議しなかったのか、なぜ真犯人を探そうとしなかったのかと聞かれましたが、私はその時点では、とにかくこの場で騒ぎにはしたくないとの気持ちでいっぱいでした。また、力の強い見知らぬ男に押さえられて身の危険も感じていました。私は顔を人によく知られている身であり、また、過去に事件に巻き込まれたこともあることから、電車内で騒ぎになれば間違いなく大騒ぎになると考えて、そのような行動をとりました。

蒲田駅で警官と言葉を交わしたことは覚えています、「女性に不快感を与えるようなことをした」などの言葉を絶対に発していません。蒲田駅で私がその

ような言葉を発したと証言した青木警官は、その後蒲田警察署内で取扱状況報告書を作成したと証言しましたが、同時間帯に蒲田警察署内で取り調べを受けていた私は、警官から「蒲田駅で女性に不快感を与えたと言ったのではないか」などの指摘をまったく受けておりません。このことは青木警官の証言が虚偽であることの明確な証左であると思います。

蒲田警察署で粘着テープによる私の両手指10本分の付着物採取が行われました。検察官は科学捜査研究所に付着物の鑑定を委嘱し、証人として出廷した科学捜査研究所の市川研究員は、付着物として採取された獣毛繊維3本が被害者が着用していた紺色スカートの構成繊維に類似していると証言しました。これに対して、弁護団は私が蒲田駅駅務室内で2度にわたってもみ合った京浜急行蒲田駅職員が着用していた紺色制服と同一の制服生地を入手し、静岡大学の澤渡千枝教授にその生地の構成繊維と手の付着物から採取された獣毛繊維との同一性に関する鑑定を委嘱しました。その結果、駅員が着用していた制服の構成繊維が私の手の付着物から採取された獣毛繊維と「極めて類似している」との鑑定結果が提示されました。

弁護団はこの鑑定結果を裁判所に証拠として採用するように要請しましたが却下され、澤渡千枝教授の証人尋問を申請しましたが、これも却下されました。市川証人は付着物の獣毛繊維が被害者女性のスカートに由来するか判別できなかったと証言しており、私の手の付着物から採取された獣毛繊維は、私ともみ合った京急蒲田駅職員の制服生地に由来する可能性が非常に高いと考えます。

検察側目撃証人は被害者の真後ろに立っていた真犯人を目撃したと証言しました。この目撃者は犯人の顔をじっと見たと証言しました。しかしながら、目撃者はその犯人が私、植草一秀だとは分からなかったと証言しました。またこの目撃者は、当時私がかけていた非常に特徴のあるセルロイド眼鏡を記憶しておらず、事件当時よりも8、9キロも体重を減らし、激しくやせてやつれた私の姿を見て、事件当時よりもやせている、やつれているという印象はないと証

言しました。

弁護団は日本大学文理学部の巖島教授に、眼鏡をかけた私の印象に関する心理学実験を委嘱しました。実験では法科大学院の学生に私の写真9枚を1枚当たり8秒ずつ、合計72秒間見てもらいました。写真は被害者の後ろに私が密着していたとの目撃者証言に基づいて現場を再現して、目撃者から見える私の姿を撮影したものです。

大学院の学生に3日後に写真について質問した結果、20人中の19人が私が眼鏡をかけていたことをはっきりと記憶していました。目撃証人は、私が持っていた傘や右肩に下げていたバッグについての記憶がなく、特徴のある眼鏡を記憶しておらず、目撃証人の証言時に私が激しくやせてやつれたことにも気付きませんでした。目撃者は私でない別の真犯人を目撃していて、被害者が振り返ったあとに被害者が指し示した私を自分が目撃した犯人と誤認してしまったのだと考えられます。

被害者および検察側目撃証人は犯人が被害者の真後ろに被害者に密着して立っていたと証言しました。被害者はグレーのセーターを着用していたので、もし私が犯人であれば、私のスーツに被害者着用のグレーセーターの構成繊維が多数付着しているはずですが、弁護団は裁判所に対して被害者着用のグレーセーター構成繊維が私の着用していたスーツに付着しているかどうかについて、裁判所による鑑定を求めましたが、これも却下されました。

平成19年4月20日に、事件当日の当該電車に乗り合わせ、私の様子を目撃していた目撃者が名乗り出てくれました。この目撃者は、当該電車に乗車した直後に私の存在に気づき、電車が発車する時点で、私が植草一秀であることをはっきり認識したと証言しました。電車が発車してから青物横丁駅を通過するころまで、私が酒に酔った様子でぐったりとして、右手で吊革につかまっていた姿をはっきり目撃していたことを法廷で証言しました。この間、私が女性と密着していなかったことも証言しました。証人は電車が品川駅から青物横丁

あたりまでを通過した時間帯に犯行があったことを法廷での証言時点でも認識していませんでした。目撃者の証言は犯行時間帯に私が犯罪行為を行っていなかったことを示したものでした。

証人は事件翌日にニュースで事件を知り、「えっ、うそだろう。車内暴力というイメージが強かった」と思いながら、「通りがかりの通行人をして」そのままにしてしまっていたところ、平成19年1月22日に私が東京拘置所から保釈される際に、寝具などの荷物を台車に乗せて押しながら歩いている私の姿がテレビニュースで放映されている場面を見て、「何かで協力してあげればよかったと思った」と証言しました。その後、過去に私が出版した著書を手に入れ、出版社に連絡先を問い合わせたが分からず、その後、たまたま簡易裁判所で出会った弁護士に事情を話したところ、隣の弁護士会館に一緒に行ってくれ、弁護士会館で私の担当弁護士を教えて欲しいと申し入れたとのことでした。

ところが、担当弁護士の連絡先がすぐには分からずに連絡先をさがしていたところ、たまたま私の会社のホームページの存在を知り、連絡を取ろうとしたとのことでした。しかし、私の会社のホームページに記載されていた電話、FAX番号は平成19年4月13日ころまで利用可能な状況にはありませんでした。平成19年4月13日ころに私が会社のホームページに通信可能なFAX番号を掲示したところ、その直後である4月20日に証人からFAXで連絡が入りました。

私が直ちに弁護士に連絡を入れたところ、弁護士は私が目撃者と直接連絡を取らないように指示しました。その後、弁護士が目撃者に連絡を取った結果、目撃者が公判に証人として出廷してくれることになりました。弁護団は証人に事件の説明をまったくしておりません。また、証人はテレビのニュースで伝えられた程度にしか、事件についての知識を有していませんでした。私は証人とはこれまでまったく面識がなく、証人からFAXで連絡を受けたのち、直ちに弁護士に連絡し、その後の連絡は弁護士から行なってもらい、また、弁護士から証人と直接接触しないように指示され、証人とはあいさつもろくにさせても

らえない状況にありました。したがって、証人が証言した内容は、紛れもなく証人が自分の目を見たことに他ならないと思います。証人として法廷に出廷することには大きな負担を伴うと思いますが、証人が純粹な正義感から多大な手数をかけて名乗りをあげてくれ、公判で証人として証言してくれたことに対して私は強い感謝の念を感じ、公判で証人が心情を吐露した際には強く胸打たれました。

蒲田駅で電車を降りたあと、私はとにかく女性と話をさせてくれと主張し続けました。私は酔って半眠りの状態にありましたので、電車が揺れた際にバッグか何かが女性にぶつかった可能性も否定し切れませんでした。そこで、とにかく女性から話を聞いて誤解を解かなければならない、そのことだけを考えていました。警察に引き渡されてしまえば、なす術なく犯人に仕立て上げられて、悲惨な報道被害、冤罪被害に直面することは間違いないと思い、とにかく警察が来る前に女性と話をして誤解を解かなければならないと考えました。

ところが、女性と話をすることは、私をつかまえた二人の男性と蒲田駅職員に力づくで阻止されてしまいました。そうなれば、悲惨な事態に突入してゆくことは間違いなく、家族を含めて惨事に巻き込まれるのを遮断するには自分が命を断つ以外にないととっさに判断して蒲田駅駅務室内において自殺を試みました。蒲田駅職員が私の自殺行為に気付き、力づくで阻止しましたので、自殺は未遂に終わりましたが、この影響で私の両目は完全に充血し、充血が治るのに約1ヵ月の時間を要しました。

警察に行けば一方的に犯罪者に仕立て上げられてしまい、悲惨な現実直面するとの私の瞬間的な推理が正しかったことは、のちの現実によって証明されました。被告人質問で検察官は、「誤解を受けた可能性があったのなら、警察が来たときにそのように伝えればそれで済むのではないか」と質問しましたが、痴漢事件における警察での被疑者取り扱いの実態をまったく踏まえない現実離れた質問だったと言わざるを得ません。

私は事件発生時から今日まで、一点の嘘、偽りを述べることなく対応して参りました。事件当初、被疑事実をまったく知らされず、「痴漢をやった覚えはない」と述べました。9月15、16日に検察庁、裁判所で被疑事実を知らされ、はっきり「そのようなことはしていない」と述べて今日に至っています。

私は被疑事実にあるような罪を絶対に犯しておりません。また、弁護側の目撃証人は私どもへ連絡してくれた時点が非常に遅れましたが、何らの作為もなく、純粋な正義感から名乗り出て、真実に基づいて証言された方だと思います。裁判所におかれましては、先入観、偏見を持つことなくこの弁護側目撃証人の証言を取り扱われ、無実の者が誤って処罰されないよう、法の正義に従って正しい判断を下されますよう強く要望いたします。

以上